

城北高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

(学校教育法第4条第1項に基づく認可)

学 校 名	城北高等学校				校 長 名	竹下 恒範			
所 在 地	山鹿市支々岐 7 9 8				設置認可日	昭和 4 3 年 1 月 1 2 日			
設置者名	学校法人松浦学園				理 事 長 名	竹原 英治			
変 更 時 期	令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 4 月 1 日								
変 更 内 容	学則収容定員の変更 (普通科 6 0 名増、医療福祉科 3 0 名減、看護科 3 0 名減) ※総定員の変更なし								
変 更 理 由	普通科の志願者数の増加とともに、医療福祉科及び看護科の減少が顕著であり、これらの受験生のニーズに対応するため。								
収 容 定 員		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
	普 通 科	12	240	12	260	12	280	12	300
	調 理 科	6	180	6	180	6	180	6	180
	医療福祉科	3	120	3	110	3	100	3	90
	看 護 科	6	180	6	170	6	160	6	150
	看護専攻科	4	120	4	120	4	120	4	120
	合 計	31	840	31	840	31	840	31	840
※学年進行による経過措置あり。									
教 職 員 組 織		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
	校 長	1	0	1	0	1	0	1	0
	教 頭	2	0	2	0	2	0	2	0
	主幹教諭	2	0	2	0	2	0	2	0
	教 諭	31	0	31	0	31	0	31	0
	助 教 諭	5	0	5	0	5	0	5	0
	講 師	13	27	13	27	13	27	13	27
	養護教諭	1	0	1	0	1	0	1	0
	事務職員	7	2	7	2	7	2	7	2
	実習助手	1	4	1	4	1	4	1	4
	学 校 医	0	3	0	3	0	3	0	3
	合 計	63	36	63	36	63	36	63	36
※兼任とは、専任ではない非常勤職員をいう。 ※総定員及び学級数は変更しないため、教職員組織に変更はない。									

施設整備等	校舎 6,062.2 m ² (設置基準 校舎 4,800 m ²)					
資金計画	総定員の増はなく、既存施設を利用するため追加経費なし。					
生徒定員 と実員の 推移		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	定員	880	880	880	860	840
	実員	730	755	723	759	786
	余裕分	150	125	157	101	54
	※各年5月1日時点					
設置基準 適合状況	設置基準を満たしている。					

【参考条文】(関係部分のみ)

○学校教育法第4条第1項

次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校の通常の課程及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」という。)についても、同様とする。

(3) 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
都道府県知事

○学校教育法施行令第23条第1項

法第4条第1項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

(12) 私立の学校(高等学校等の広域の通信制の課程及び大学を除く。)又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

○私立学校法第8条第1項

都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

【高等学校設置基準適合状況】

項目	規定内容	城北高等学校	適否
生徒数 (第7条)	同時に授業を行う生徒数 40人以下	40人以下	適
教諭数 (第8条第1項)	副校長及び教頭の数、当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに1人以上 教諭数 収容定員 840 人 ÷ 40 = 21 人以上 ※教諭とは、主幹教諭、指導教諭及び教諭をいう。	2人 33人	適
養護教諭等 (第9条)	相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。	有	適
実習助手 (第10条)	必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。	5名（うち4名兼任）	適
事務職員 (第11条)	全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。	9名（うち2名兼任）	適
一般基準 (第12条)	施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。	適切	適
校舎面積 (第13条)	校舎面積 $3,360 + 4 \times (840 - 480) = 4,800 \text{ m}^2$ 以上	6,062.2 m^2	適
運動場の面積 (第14条)	運動場の面積 8,400 m^2 以上	52,761.58 m^2	適
校舎等 (第15条第1項)	校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。 一 教室（普通教室、特別教室等） 二 図書室、保健室 三 職員室	有	適
(第15条第2項)	必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。	有	適
その他の施設 (第16条)	体育館を備えるものとする。	有	適
校具・教具 (第17条)	学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。	有	適

秀岳館高等学校の収容定員に係る学則変更認可について
(学校教育法第4条第1項に基づく認可)

学 校 名	秀岳館高等学校	校 長 名	中川 粹子																																																																													
所 在 地	八代市興国町 1－5	設置認可日	昭和 31 年 4 月 1 日																																																																													
設置者名	学校法人八商学園	理 事 長 名	中川 静也																																																																													
設置時期	令和 7 年 4 月 1 日																																																																															
変更内容	学則収容定員の変更（普通科の入学定員 140名増） ※変更の概略図は別紙のとおり ※既存の学科は以下のとおり 普通科 （入学定員：220名） 商業科 （入学定員： 60名） R7～募集停止 建設工業科 （入学定員： 80名） R7～募集停止																																																																															
変更理由	近年、卒業後の進路として進学を希望する生徒の割合が増えており、就職に向けた専門性の高い学習より、十分な基礎学力の定着のための学習に重点を置いたカリキュラムのニーズが高まっている。 また、入学後に本人の興味・関心と専門分野のミスマッチが生じ、進路変更を希望する生徒が増加している課題がある。そこで、1年次に幅広い分野に触れ、2年次からのコースを主体的に選択することで、生徒の学習に対するモチベーション維持を図るため、学科再編を行う。																																																																															
収容定員	<table><tr><td></td><td colspan="2">令和6年度</td><td colspan="2">令和7年度</td><td colspan="2">令和8年度</td><td colspan="2">令和9年度</td></tr><tr><td rowspan="3">普通科</td><td rowspan="3">700</td><td>1年:220</td><td rowspan="3">820</td><td>1年:360</td><td rowspan="3">940</td><td>1年:360</td><td rowspan="3">1080</td><td>1年:360</td></tr><tr><td>2年:240</td><td>2年:220</td><td>2年:360</td><td>2年:360</td></tr><tr><td>3年:240</td><td>3年:240</td><td>3年:220</td><td>3年:360</td></tr><tr><td rowspan="3">商業科</td><td rowspan="3">180</td><td>1年:60</td><td rowspan="3">120</td><td>-</td><td rowspan="3">60</td><td>-</td><td rowspan="3">-</td><td>-</td></tr><tr><td>2年:60</td><td>2年:60</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>3年:60</td><td>3年:60</td><td>3年:60</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="3">建設工業科</td><td rowspan="3">280</td><td>1年:80</td><td rowspan="3">180</td><td>-</td><td rowspan="3">80</td><td>-</td><td rowspan="3">-</td><td>-</td></tr><tr><td>2年:100</td><td>2年:80</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>3年:100</td><td>3年:100</td><td>3年:80</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="3">合計</td><td rowspan="3">1160</td><td>1年:360</td><td rowspan="3">1120</td><td>1年:360</td><td rowspan="3">1080</td><td>1年:360</td><td rowspan="3">1080</td><td>1年:360</td></tr><tr><td>2年:400</td><td>2年:360</td><td>2年:360</td><td>2年:360</td></tr><tr><td>3年:400</td><td>3年:400</td><td>3年:360</td><td>3年:360</td></tr></table> ※学年進行による経過措置あり。 ※令和5年度第3回私立学校審議会にて、以下の定員減の認可を行った。 普通科（20名減）、建設工業科（20名減）				令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		普通科	700	1年:220	820	1年:360	940	1年:360	1080	1年:360	2年:240	2年:220	2年:360	2年:360	3年:240	3年:240	3年:220	3年:360	商業科	180	1年:60	120	-	60	-	-	-	2年:60	2年:60	-	-	3年:60	3年:60	3年:60	-	建設工業科	280	1年:80	180	-	80	-	-	-	2年:100	2年:80	-	-	3年:100	3年:100	3年:80	-	合計	1160	1年:360	1120	1年:360	1080	1年:360	1080	1年:360	2年:400	2年:360	2年:360	2年:360	3年:400	3年:400	3年:360	3年:360
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度																																																																									
普通科	700	1年:220	820	1年:360	940	1年:360	1080	1年:360																																																																								
		2年:240		2年:220		2年:360		2年:360																																																																								
		3年:240		3年:240		3年:220		3年:360																																																																								
商業科	180	1年:60	120	-	60	-	-	-																																																																								
		2年:60		2年:60		-		-																																																																								
		3年:60		3年:60		3年:60		-																																																																								
建設工業科	280	1年:80	180	-	80	-	-	-																																																																								
		2年:100		2年:80		-		-																																																																								
		3年:100		3年:100		3年:80		-																																																																								
合計	1160	1年:360	1120	1年:360	1080	1年:360	1080	1年:360																																																																								
		2年:400		2年:360		2年:360		2年:360																																																																								
		3年:400		3年:400		3年:360		3年:360																																																																								

教 職 員 組 織		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度	
	職名	専任	兼任 (※)	専任	兼任 (※)	専任	兼任 (※)
	校長	1	－	1	－	1	－
	副校長	1	－	1	－	1	－
	教頭	1	－	1	－	1	－
	教員	1 4	－	1 4	－	1 2	－
	講師	1 9	1 5	1 8	1 6	1 8	1 6
	養護教諭	1	－	1	－	1	－
	実習講師	4	－	4	－	4	－
	事務職員	1 5	2	1 5	2	1 4	2
	産業医	－	1	－	1	－	1
	学校医	－	5	－	5	－	5
	薬剤師	－	1	－	1	－	1
	衛生管理士	－	1	－	1	－	1
	計	5 7	2 5	5 6	2 6	5 3	2 6
※兼任とは、専任ではない非常勤職員又は法人内学校業務を兼務している者をいう。 ※総定員は変更しないため、教職員組織に大きな変更はない。							
施設設備等	既存の校舎を使用。						
	校舎面積 6,303.28㎡		設置基準 6,080㎡以上				
資金計画	総定員の増はなく、既存施設を利用するため追加経費なし。						
生徒定員と実員の推移		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	定員	1,200	1,200	1,200	1,200	1,160	
	実員	1,079	1,034	1,013	819	696	
	充足率	89.9%	86.2%	84.4%	68.3%	60.0%	
設置基準適合状況	設置基準を満たしている。						

【参考条文】（関係部分のみ）

○学校教育法第4条第1項

次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校の通常の課程及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）についても、同様とする。

（3）私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

○学校教育法施行令第23条第1項

法第4条第1項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

（12）私立の学校（高等学校等の広域の通信制の課程及び大学を除く。）又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

○私立学校法第8条第1項

都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

高等学校設置基準適合状況			
	内容	秀岳館高等学校	適否
生徒数 (第7条)	同時に授業を行う生徒数 40人以下	40人	適
教諭数 (第8条)	副校長及び教頭の数、当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上 教諭数 $1,120 \div 40 = 28$人以上 ※教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。	副校長1名、教頭1名 専任 33名 (教諭14名、講師19名) 兼任 15名 (講師15名) 合計 48名 ※教育上支障がないため、講師を含む	適
養護教諭等 (第9条)	相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。	養護教諭1名	適
実習助手 (第10条)	必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。	4名(実習講師)	適
事務職員 (第11条)	全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。	17名(うち兼任2名)	適
一般基準 (第12条)	校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない	有	適
校舎面積 (第13条)	校舎面積 $3,360 + 4 \times (1,160 - 480) = 6,080 \text{ m}^2$ 以上	6,303.28 m^2	適
運動場の面積 (第14条)	運動場の面積 8,400 m^2 以上	9,750 m^2	適
校舎等 (第15条)	校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。		
第1項	一 教室(普通教室、特別教室等) 二 図書室、保健室 三 職員室	有	適

第 2 項	必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。	有	適
その他の施設 (第 16 条)	体育館を備えるものとする。	有	適
校 具 ・ 教 具 (第 17 条)	学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。	有	適

秀岳館高等学校 学科再編（概要）

普通科（定員：660名）
特進コース
進学コース
健康福祉コース
総合コース

商業科（定員：180名）
ITコース
トータルデザインコース

建設工業科（定員：240名）
テクニカルデザインコース
インテリアクラフトコース



普通科（定員：1,080名）	
アドバンスコース 【大学進学】	文系クラス ※2年次から
	理系クラス ※2年次から
スポーツアドバンスコース 【スポーツ進学】 ※指定強化部：男女野球・サッカー	
スポーツジェネラルコース 【スポーツ総合】 ※指定強化部：男女野球・サッカー	
ジェネラルコース 【総合】	アクティブクラス ※2年次から
	ビジネスクラス ※2年次から
	テクニカルクラス ※2年次から